

# 最近の年金関連トピックス

---

2021年7月

# 目次

本資料掲載のトピックス	…2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	…5
1-2. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(省令改正)に関する意見募集開始について	…6
1-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について	…8
1-4. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について	…12
1-5. 2021年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	…15
1-6. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について	…16
1-7. 非継続基準抵触に係る特例掛金拠出の終了時期について	…19
1-8. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(通知改正)に関する意見募集開始について	…20
2. その他トピックス	
2-1. 国家公務員等の定年延長法が国会で可決・成立	…23
2-2. 健康保険法等の一部を改正する法律が国会で可決・成立	…25
2-3. 政府「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画」を閣議決定	…27
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2021年4月～6月)	…30

※ 2021年4月～2021年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 本資料掲載のトピックス①

《DC拠出限度額の見直しについて》 ⇒P12、16

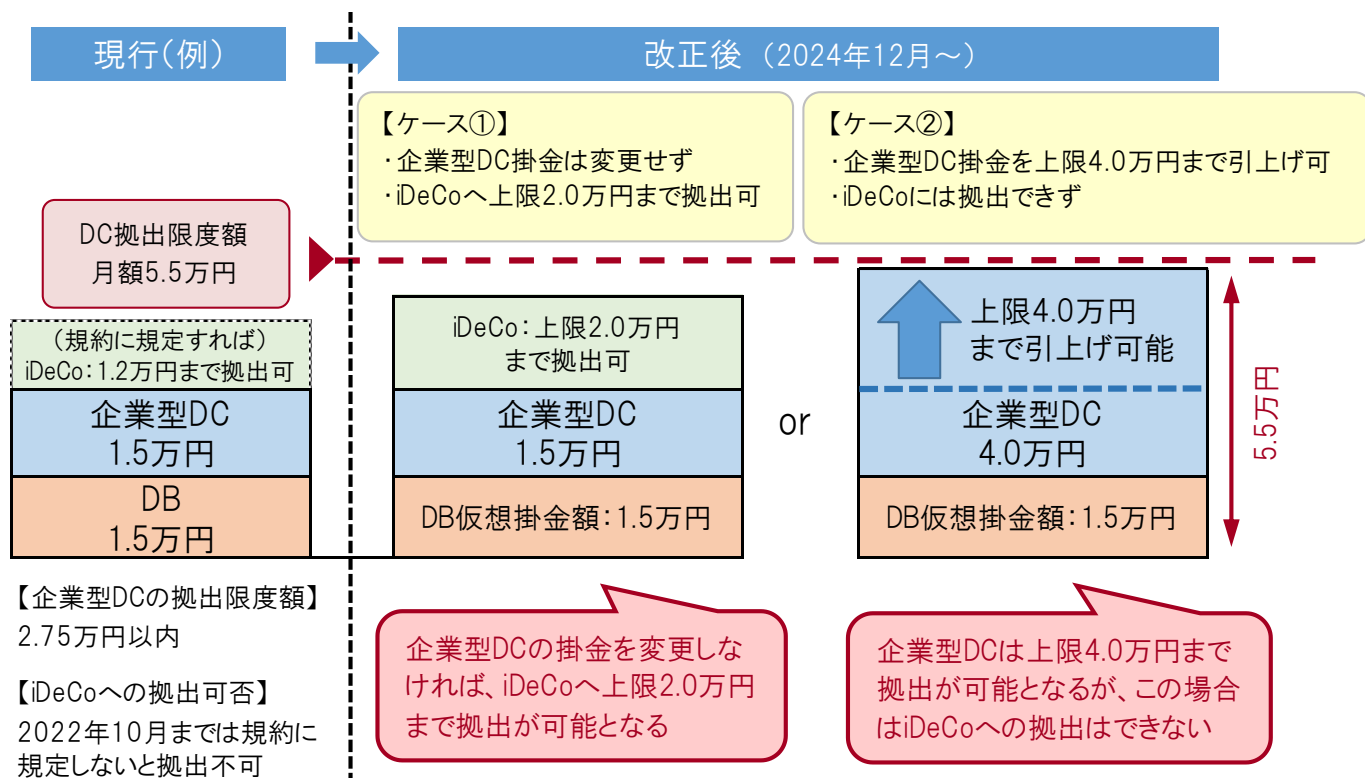
- 2022年10月1日から、企業型DC加入者のiDeCo加入要件が緩和(企業型規約に規定がなくても加入可能に)
- 2024年12月1日から、企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直し実施(DB仮想掛金額導入)

＜企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直し概要＞

企業年金の実施状況	①企業型DCのみ実施先	②DBと企業型DC併用先
現行	月額5.5万円(月額3.5万円)	月額2.75万円(月額1.55万円)
2024年12月～	月額5.5万円－DB仮想掛金額	

企業年金の実施状況	①企業型DCのみ加入者	②DBと企業型DCの加入者	③DBのみ加入者
現行	月額2.0万円	月額1.2万円	月額1.2万円
＜フェーズⅠ＞ 2022年10月～	月額5.5万円－企業型DCの 事業主掛金額の残額 (月額2万円が上限)	月額2.75万円－企業型DCの 事業主掛金額の残額 (月額1.2万円が上限)	月額1.2万円
＜フェーズⅡ＞ 2024年12月～	月額5.5万円－(企業型DCの事業主掛金額＋DB仮想掛金額) (月額2万円が上限)		

＜企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直しのイメージ＞



# 本資料掲載のトピックス②

## 《公務員の定年延長について》 ⇒P23

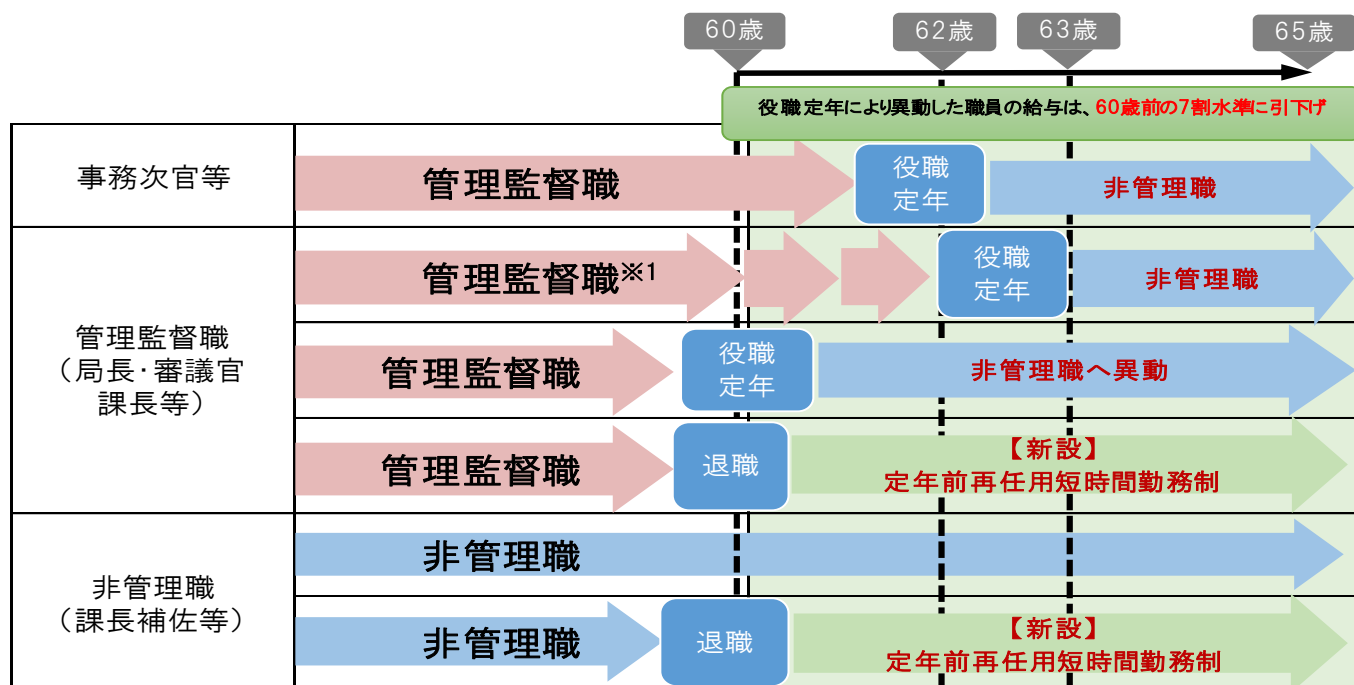
- 2021年6月11日に、「国家公務員法等の一部を改正する法律」および「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布
- 現行60歳の定年を、2023年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、**2031年度以降65歳となる**

定年年齢の段階的引上げ	現行	2023年度～2024年度	2025年度～2026年度	2027年度～2028年度	2029年度～2030年度	2031年度～
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

項目	改正概要
定年年齢の引上げ	・現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止 ・なお、段階的引上げ期間中は経過措置として存置
役職定年制の導入	・ <b>管理監督職</b> (指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は、60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から最初の4月1日までの間に、 <b>管理監督職以外の官職に異動させる</b> ・公務に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる
定年前再任用短時間勤務制の導入	・60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により <b>短時間勤務制の職に採用できる制度を導入</b> する(任期は65歳まで)
60歳に達した職員の給与	・役職定年により異動した <b>職員の俸給月額</b> は、 <b>異動前の「7割水準」とする</b> ・評語の区分など人事評価について、施行日までに所要の措置を講じる
退職手当	・当分の間、60歳以後の定年前退職者は <b>定年を理由とする退職と同様の退職手当を算定</b>

出所:内閣官房「国家公務員法等の一部を改正する法律の概要」

### 定年の引上げに関するイメージ



※1 公務に著しい支障が発生する場合、引き続き管理監督職として勤務させることができる (最長3年間)

出所:内閣官房「国家公務員法等の一部を改正する法律の概要」より弊社作成

# 1. 公的年金及び企業年金制度関連

---

# 1-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について

- 厚生労働省が、4月1日現在の導入状況を公表
- リスク対応掛金を採用した企業年金は400件を超え、導入件数を伸ばしている

～以下、メールマガジン「リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について  
(4/5)」転載～

厚生労働省が、2021年4月1日現在のリスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況を公表しましたので、ご案内します。

○リスク対応掛金 426件(対前年比+112件)

○リスク分担型企業年金 18件(同+6件)

#### <所見>

リスク対応掛金は財政再計算に合わせて検討されることが多いですが、財政再計算以外のタイミングで設定することも可能で、順調に件数を伸ばし続けています。

また、リスク分担型企業年金の導入件数も同様に伸びてきており、DB・DCに次ぐ第3の年金制度として、さらなる普及が見込まれます。

#### <ご参考>

・厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(2017年1月1日施行)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

・件数推移(2017年10月～)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/mutbemailnewsletter20210405.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/mutbemailnewsletter20210405.pdf)

(一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい。)

## 1-2. リスク分担型企业年金に係る規定の整備等(省令改正)に関する意見募集開始について

- 5月21日、リスク分担型企业年金の統合・合併等を「給付減額の理由」に追加する等の規定の整備にかかる省令案の意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.514(5/24)

### ポイント

- 5月21日、「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集(パブリックコメント)」<sup>※1※2</sup>が開始されました。
- 主な改正案の内容は、以下のとおりです。
  - 法人に業務を委託する契約のうち、加入者等に関する情報の収集及び整理に係る業務に関する事項の変更を目的とした規約変更を、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする
  - リスク分担型企业年金に係る規定の整備(企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継時の取り扱い等に係る整備)

[※1 「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について」](#)

※2 意見募集期限：2021年6月20日

### 公布日・施行日

- 公布日：2021年6月下旬(予定)
- 施行日：2021年9月1日

# 1-2. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(省令改正)に関する意見募集開始について

## 主な省令案の概要

改正項目	改正概要
(1)委託契約事項の規約変更	事業主又は企業年金基金が確定給付企業年金法第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち、加入者等に関する情報の収集及び整理に係る業務に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とすること。
(2)リスク分担型企業年金に係る規定の整備	<p><b>【給付減額の理由】</b>            確定給付企業年金法施行規則第5条に定める「給付減額の理由」として、リスク分担型企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を追加する。</p> <p><b>【リスク分担型企業年金掛金額の算定方法】</b>            確定給付企業年金法施行規則第46条の3第3項において、増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額は、他の事業所に適用されている標準掛金額に財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができるとされている。規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継により再計算する場合も同様の取り扱いとする。</p> <p><b>【分割時に移換する積立金の額の算定方法】</b>            リスク分担型企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法は、確定給付企業年金法施行規則第87条の2では積立割合(調整前給付現価に対する給付財源※の割合)が減少しないよう定めることができるとされているが、調整率又は超過比率(調整前給付現価に対する給付財源※から調整前給付現価と財政悪化リスク相当額の2分の1を控除した額の比率)が減少しないよう定めることもできることを追加する。            ※積立金の額とリスク分担型企業年金掛金収入現価を合算した額</p>

[ご参考] 現在のリスク分担型企業年金に係る規定で課題とされていた事項

[\(第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会\(2020年12月23日\)\)](#)

- リスク分担型企業年金の移行について、現行の省令においては、開始時と終了時の取扱いは規定されているが、リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少を含めて、受け手側・出し手側となるリスク分担型企業年金について『給付減額』となるような規約変更が可能か、省令等の規定に不備がある。
  - また、リスク分担型企業年金の『給付減額』については、給付現価が減少する場合に加えて、掛金変更の場合を想定して、超過比率が低下する場合も給付減額と判定することとされているが、財政状況が異なる企業年金同士が合併・分割する場合や事業所の追加・減少がある場合、給付や掛金に変更がない場合であっても、財政状況が良い方の企業年金では必ず超過比率は低下する。
- ⇒ 超過比率が低下する(=給付減額と判定される)リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少の規約変更が認められるのか。



## 1-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について

- 5月21日、年金制度改正法を受けた政令案に関する意見募集が開始
- 公的年金の受給開始時期の選択肢拡大に伴う繰下げ増額率の規定や、被用者保険の適用拡大に伴い適用業種となる土業の列挙等

三菱UFJ年金ニュースNo.515(5/25)

### ポイント

- 5月21日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に関する意見募集<sup>※1</sup>が開始されました。
- 主な政令案の内容は、以下のとおりです。
  1. 受給開始時期の選択肢の拡大(繰下げ増額率の規定等)
  2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙
  3. 在職老齢年金の見直し(低在老の基準額、加給年金の取扱い等)
  4. 企業年金・個人年金の見直しに関する規定の整備  
(企業型DC加入可能年齢引き上げ、企業型DC加入者のiDeCo加入要件見直しに伴う規定整備)
  5. その他所要の改正(国民年金手帳の廃止等)

[※1 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に関する意見募集について](#)

### 意見募集締切日・公布日

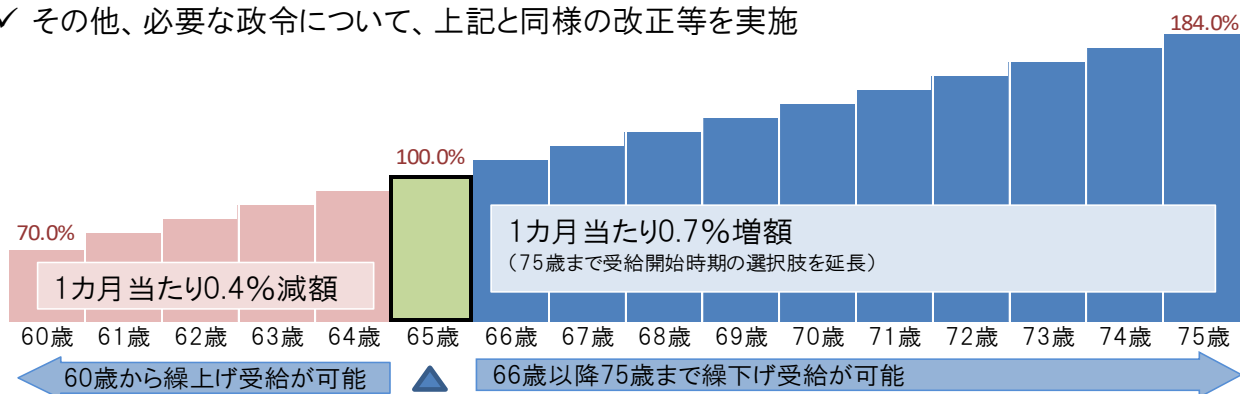
- 意見募集締切日：2021年6月19日
- 公布日：2021年6月下旬(予定)

# 1-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について

## 1. 受給開始時期の選択肢の拡大

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給開始時期の選択肢を、現行「60～70歳」から「60～75歳」に拡大することに伴い、以下の改正を行う
  - ・繰下げ受給の繰下げ待期月数の上限を現行の60月(5年分)から120月(10年分)に引き上げ(繰下げ増額率は現行と同様に1月当たり0.7%)
  - ・繰上げ減額率を現行の1月当たり0.5%から0.4%に引き下げる
- ✓ その他、必要な政令について、上記と同様の改正等を実施



## 2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙

【施行日】 2022年10月1日

- ✓ 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、「土業」が追加されることに伴い、当該者として以下の者を規定する
  - ・弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士

## 3. 在職老齢年金の見直し

【施行日】 2022年4月1日

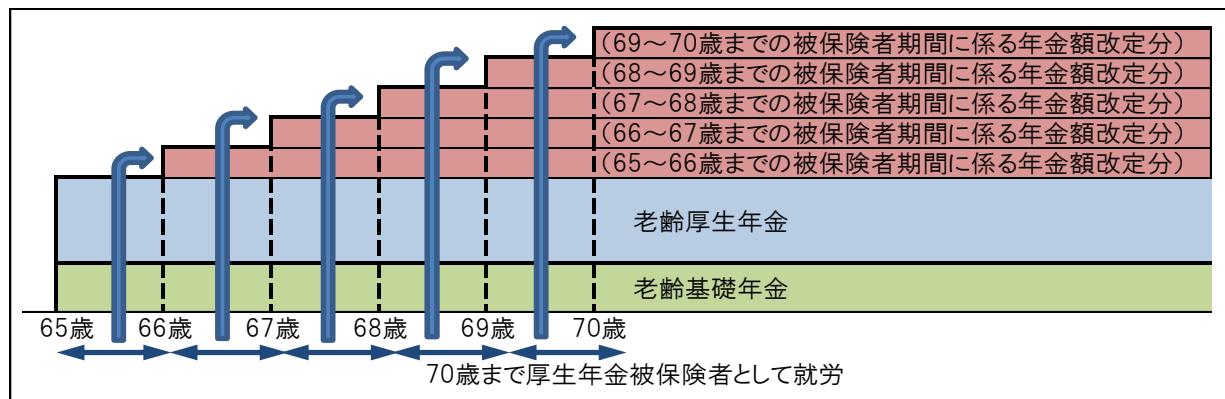
- ✓ 60～64歳の在職老齢年金(低在老)の支給停止基準額を、28万円(2021年度額)から47万円(2021年度額)に引き上げる
- ✓ 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する(在職定時改定の導入)ことに伴い、被保険者期間の月数が240月以上となる場合は、加給年金が加算されることとする
- ✓ 配偶者の在職老齢年金が一部でも支給されている場合は加給年金が支給されないが、一方、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金が全額停止されている場合には加給年金が支給されている不合理を解消するため、この場合において、加給年金額に相当する部分の支給を停止する

# 1-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について

## 3. 在職老齢年金の見直し(続き)

【施行日】 2022年4月1日

<ご参考> 在職定時改定の仕組み



## 4. 企業年金・個人年金の見直しに関する規定の整備

【施行日】 2022年5月1日

- ✓ 企業型DCの加入可能年齢の引き上げに伴い、iDeCoについて以下の見直しを行う
  - ・国民年金の任意加入者被保険者の拠出限度額は月額6.8万円とする
  - ・公的年金の給付を受給する場合は加入者としなが、当該給付とは、繰上げ受給の老齢基礎年金および老齢厚生年金とする
- ✓ 企業型DC⇒企業年金連合会の通算企業年金への移換、終了DB⇒iDeCoへの移換が可能となることに伴い、手続き規定の整備等の所要の改正を行う

【施行日】 2022年10月1日

- ✓ 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴い、以下等の所要の改正を行う
  - ・企業型DC加入者がiDeCoに加入するためには、事業主掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲とする
  - ・企業型DCに加入するiDeCo加入者は、各月の拠出限度額を2万円(DB加入者等は1.2万円)(事業主掛金が3.5万円(DB加入者等は1.55万円)を超えたときは超えた額を控除した額)とし、iDeCo掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲とする

## 5. その他所要の改正

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 国民年金手帳の廃止に伴い、「国民年金手帳」を引用している規定を削除する等の所要の規定の整備を行う
- ✓ その他、条項の移動を踏まえた改正等の所要の改正を行う

# 1-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について

## 6. 経過措置

改正項目	経過措置内容
(1) 厚生年金の適用拡大	<p>特別支給の老齢厚生年金の定額部分の長期加入者特例および障害者特例の受給権者について、施行日前に支給事由が生じた受給権者で施行日前から引き続き同一の事業所に勤務している場合は、定額部分の支給停止を行わない</p> <p>企業規模要件の範囲拡大により、標準報酬の比較的低い短時間労働者の割合が増加することが見込まれるため、賃金変動率が押し下げられ、年金額にマイナスの影響が及ぶことがないよう、経過措置が設けられたことに伴い、標準報酬の平均額の算定方法を定める規定に所要の読み替えを規定する</p>
(2) 繰上げ減額率の引下げ	本政令による改正後の減額率は、施行日(2022年4月1)の前日において、60歳に達していない者について適用する
(3) 加給年金の支給停止	本政令の施行日(2022年4月1)の前日において、加給年金が加算されている老齢厚生年金および障害厚生年金の受給権者であって、低在老の支給停止基準額の引上げ又は加給年金の支給停止規定の見直しにより加給年金が支給停止となるものについて、加給年金の支給停止は行わない
(4) 国民年金手帳の廃止	2022年4月1以前に国民年金手帳の交付を受けている者が、市町村に転入・転出届等を届ける際は、引き続き国民年金手帳を添えなければならない

# 1-4. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について

- 5月27日、企業型DC及びiDeCoの拠出限度額にDB仮想掛金額を導入する政令案に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.516(5/28)

## ポイント

- 5月27日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集※1が開始されました。
- 主な政令案の内容は、以下のとおりです。
  - 企業型DCの拠出限度額の見直し
  - 個人型DC(以下、iDeCo)の拠出限度額の見直し
  - 経過措置・その他  
(存続厚生年基金の加入員に係る拠出限度額の見直し)

※1 [「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集について](#)

## 意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年6月25日
- 公布日：2021年7月上旬（予定）
- 施行期日：2024年12月1日※1

※1 全てのDB等において他制度掛金相当額(以下、DB仮想掛金額)を算定する必要があること等を踏まえ、施行までに十分な準備期間を確保するため

# 1-4. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について

## 1. 企業型DCの拠出限度額の見直し

- ✓ 企業型DCの加入者がそれぞれ加入している他制度<sup>※1</sup>の掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 企業型DCの拠出限度額は月額5.5万円から、DB仮想掛金額<sup>※2</sup>を控除した額とする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額5.5万円	月額5.5万円 －DB仮想掛金額
②企業型DCとDB等の加入者	月額2.75万円	

※1 他制度とは、DB、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金

※2 他制度の給付水準を一定の計算により、企業型DCの事業主掛金相当額へ換算した金額

## 2. iDeCoの拠出限度額の見直し

- ✓ iDeCoの拠出限度額についても、他制度又は共済組合(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合)に加入している場合は、企業型DCの拠出限度額の見直しと同様に見直す
- ✓ 加入する他制度又は共済組合によって、iDeCoの拠出限度額の上限は月額2万円又は月額1.2万円であるが、これを月額2万円に統一する
- ✓ iDeCoの拠出限度額は月額5.5万円から、企業型DCの事業主掛金とDB仮想掛金額(又は共済掛金相当額)を合わせた額を控除した残額まで拠出を可能とする(ただし、上限は月額2万円)
- ✓ DB等のみの加入者について、iDeCoに拠出可能な掛金額が、DB仮想掛金額によってiDeCoの年金規約で定める最低額<sup>※1</sup>を下回る場合には、資産額が一定額以下である等の要件を満たせば脱退一時金を受給できることとする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額2万円 <sup>※2</sup>	月額5.5万円 －(企業型DCの事業主掛金額 ＋DB仮想掛金額(又は共済掛金 相当額)) ※ただし、上限は月額2万円
②企業型DCとDB等の加入者	月額1.2万円 <sup>※3</sup>	
③DB等のみの加入者	月額1.2万円	

※1 現在は、5,000円

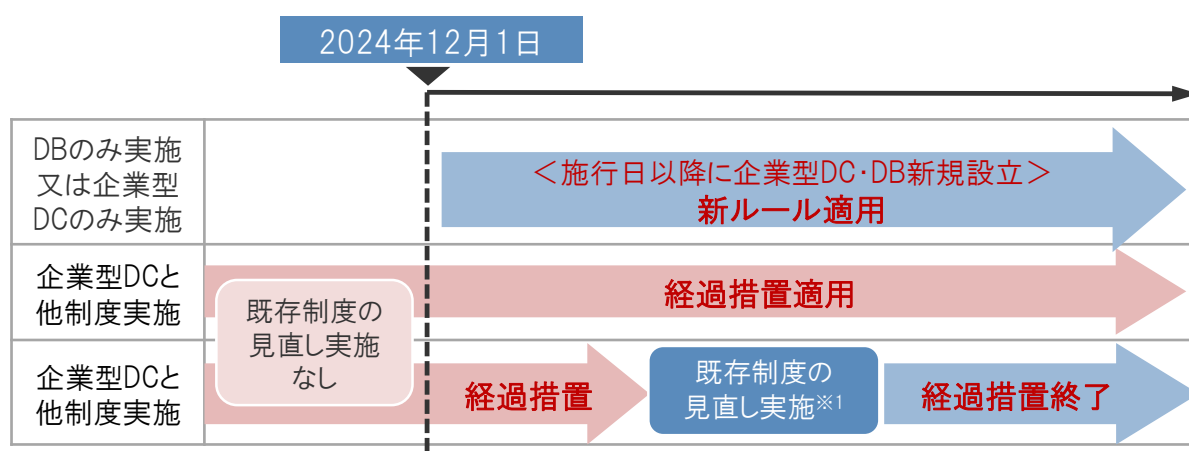
※2 ただし、企業型DCの事業主掛金との合計が月額5.5万円以下

※3 ただし、企業型DCの事業主掛金との合計が月額2.75万円以下

# 1-4. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について

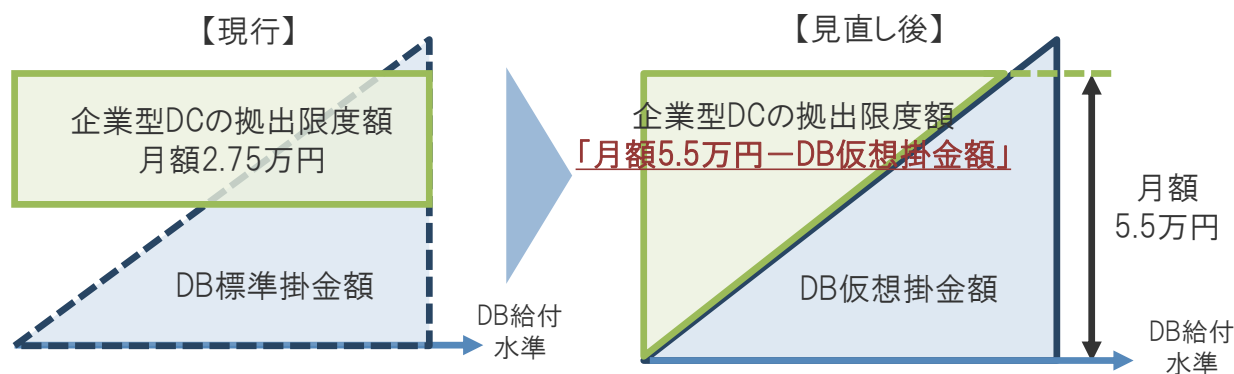
## 3. 経過措置・その他

- ✓ 本政令施行時に実施している企業型DCの拠出限度額については、「月額5.5万円からDB仮想掛金額を控除した額」が月額2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とし、本政令の施行時の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする
- ✓ ただし、本政令の施行日以後に企業型年金規約のうち事業主掛金に関する事項を変更した場合、その他の厚生労働省令で定める場合<sup>※1</sup>に該当したときは、「月額5.5万円からDB仮想掛金額を控除した額」とする
- ✓ 存続厚生年金基金の加入員に係る企業型DC及びiDeCoの拠出限度額について、同様の措置を講じる



※1 企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合、DBについては、規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号)の変更であって、DB法第58条の財政再計算を伴う見直しを行った場合には、経過措置を終了する方向で詳細を検討する(厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」参考資料1,p6より抜粋)

### 【ご参考】企業型DCの拠出限度額の変更イメージ図



# 1-5. 2021年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)

- 6月1日、信託協会が2021年3月末現在における企業年金の受託概況を取りまとめ、公表
- 企業年金(確定給付型)の受託件数・加入者数が前年より減少した一方、確定拠出年金(企業型)は規約数・加入者数ともに増加

～以下、メールマガジン「2021年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)  
(6/2)」転載～

6月1日、信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で2021年3月末現在の企業年金の受託概況を取りまとめ、公表しましたのでご案内いたします。

(1)企業年金(確定給付型)の受託概況		(2021年3月末現在)
○受託件数	12,336件	(対前年比 2.0%減)
【内訳】厚年基金:	5件	(同 37.5%減)
DB年金 :	12,331件	(同 2.0%減)
○資産残高(時価)	82兆5,736億円	(同 10.7%増)
【内訳】厚年基金:	15兆318億円	(同 12.5%増)
DB年金 :	67兆5,418億円	(同 10.4%増)
○加入者数	946万人	(同 0.9%減)
【内訳】厚年基金:	12万人	(同 20.0%減)
DB年金 :	933万人	(同 0.7%減)

→厚年基金・DB年金ともに、受託件数・加入者数は減少しましたが、資産残高は増加しました。

(2)確定拠出年金(企業型)の統計概況		(2021年3月末現在)
○規約数	6,599件	(対前年比3.4%増)
○資産額(時価)	16兆3,000億円	(同 20.6%増)
○加入者数	750万人	(同 3.4%増)

→規約数、加入者数の伸び率については前年(規約数4.5%増、加入者数5.0%増)を下回るもの、規約数、資産額、加入者数いずれも増加しました。

## <ご参考資料>

◎ニュースリリース(信託協会 HP)

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/list/>



# 1-6. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について

- 6月3日、DB仮想掛金額の算定方法および経過措置等に関する省令案の意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.517(6/4)

## ポイント

- 6月3日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案」及び「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集<sup>※1</sup><sup>※2</sup>が開始されました。
- 主な省令案の内容は、以下のとおりです。
  - DCの拠出限度額の見直しに伴う他制度掛金相当額及び共済掛金相当額(以下、「仮想掛金額」)の算定方法について
  - 企業型DCにおける運用方法の除外事由について、信託約款により終了・償還された場合は、加入者等の同意を不要とする
  - 企業型DCの事業主報告書について、手続き簡素化のため、記載事項を限定し、企業型記録関連運営管理機関を通じて提出することとする

[※1 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案」に関する意見募集について](#)

[※2 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について](#)

## 意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年7月2日
- 公布日：2021年7月(上記項目1は7月上旬)(予定)
- 施行期日：上記項目1. 2024年12月1日  
上記項目2. 公布日  
上記項目3. 2022年3月1日

# 1-6. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について

## 1. DB仮想掛金額の算定方法

- ✓ DBの加入者に係る仮想掛金額(以下、「DB仮想掛金額」)は、次の財政方式ごとの算定式により、財政運営単位で算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定する
- ✓ 下記のいずれにも該当しない財政方式に係る他制度掛金相当額は、下記算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定する

### 【加入年齢方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{標準的な加入者の給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

### 【開放基金方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

### 【閉鎖型総合保険料方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

### <その他の算定方法>

- ✓ リスク分担型企業年金のDB仮想掛金額は、リスク分担型企業年金掛金額のうち標準掛金額に相当する額を見直さない限り、一定とする
- ✓ 簡易な基準に基づくDB又は上記算定式での算定が困難と認められるDBの加入者に係るDB仮想掛金額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を加入者数で除した額を月額に換算した額とする
- ✓ 厚生年金基金の加入員に係る仮想掛金額は、代行部分がないものとして、上記の財政方式ごとの算定式により算定する
- ✓ 私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金の加入者、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員に係る仮想掛金額は、DB仮想掛金額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める

## 経過措置

- ✓ 2024年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者(又は厚生年金基金の加入員)に係る仮想掛金額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額(免除保険料額を除く)を加入者数(又は加入員数)で除した額を月額に換算した額とすることができる

# 1-6. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について

## 2. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加

- ✓ 企業型DCの運用関連運営管理機関等が提示する運用方法の除外を行うに当たっては、運用方法の契約相手が破産手続を開始した等の事由による場合は加入者等の同意は不要とされている(DC法第26条第1項ただし書、DC法施行規則第20条の2)
- ✓ そのため、**運用方法のうち信託※1であって信託約款の規定により当該信託が終了し償還されたため運用方法から除外する場合についても、加入者等の同意を不要とする**

※1 投資信託と類似した性質の信託会社が販売する年金投資基金信託を想定。すでに除外に当たって同意取得が不要とされている投資信託と同様に、「信託法」の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、加入者等の同意なしに運用方法から除外することを可能とするものです※2

※2 [厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p43参照](#)

### 【ご参考】加入者等の同意取得が不要な場合

- ①運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合
- ②投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取消しを受けた場合
- ③運用の方法に係る契約の相手方について、破産手続開始の決定があった場合
- ④投資信託の受益証券について、投資信託約款規定により信託契約期間を変更して償還された場合

## 3. 企業型DCの事業主報告書の簡素化

- ✓ 企業型DCの事業主が提出する**事業主報告書について、手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定する**

### ＜事業主報告書の記載事項＞

- (1) 企業型年金規約に係る承認番号
  - (2) 厚生年金適用事業所の名称
  - (3) 事業年度
  - (4) 企業型年金加入者等の状況
  - (5) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
  - (6) 返還資産額の状況
  - (7) 個人別管理資産の状況
  - (8) 指定運用方法の状況
  - (9) 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況
- ✓ 提出に当たっては、**企業型記録関連運営管理機関を通じて行うこととする**
  - ✓ 事業主報告書の記載事項の変更に伴って所要の経過措置を設ける

# 1-7. 非継続基準抵触に係る特例掛金拠出の終了時期について

- 非継続基準抵触に伴う特例掛金を拠出中に積立比率が1.0以上まで回復した場合、年度途中で特例掛金の拠出停止が可能であることを確認

三菱UFJ年金ニュースNo.518(6/14)

## ポイント

- 今般、非継続基準抵触に係る特例掛金を確定給付企業年金法施行規則第58条第2項の方法(翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する方法)で計算することを規約に定めている場合であって、その後の運用環境の好転等により追加拠出の前年度末財政決算において非継続基準の積立比率が1.0以上となった場合には、当該財政決算終了後速やかに規約変更を行い、特例掛金の拠出を停止しても良いことが確認されました(その年度の拠出を停止しないことも可能)。
- 特例掛金の計算が回復計画方式の場合も同様です。

## イメージ図 (3月決算の場合)

年月		
(X-1)年3月 (財政決算)	非継続基準抵触	
...		
X年3月 (財政決算)		財政決算 (非継続基準の積立比率1.0以上)
X年4月	特例掛金の拠出開始	
...		
(X年7月)		(決算報告書の届出)
(X年8月)	×	X年8月分以降の特例掛金を停止

## 1-8. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(通知改正)に関する意見募集開始について

- 6月14日、リスク分担型企業年金の調整率及び超過比率に係る情報開示や説明義務等を規定する通知案に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.519(6/16)

### ポイント

- 6月14日、「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集(パブリックコメント)<sup>※1</sup><sup>※2</sup>が開始されました。
- この改正案では、リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関し、企業年金のガバナンスの確保の観点から、以下の取扱いを規定することとされました。
  - 調整率又は超過比率(調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額を合算した額を控除した額の比率)に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること
  - 規約の変更に当たって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること

[※1「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※2 意見募集期限:2021年7月13日

### 発出日・適用日

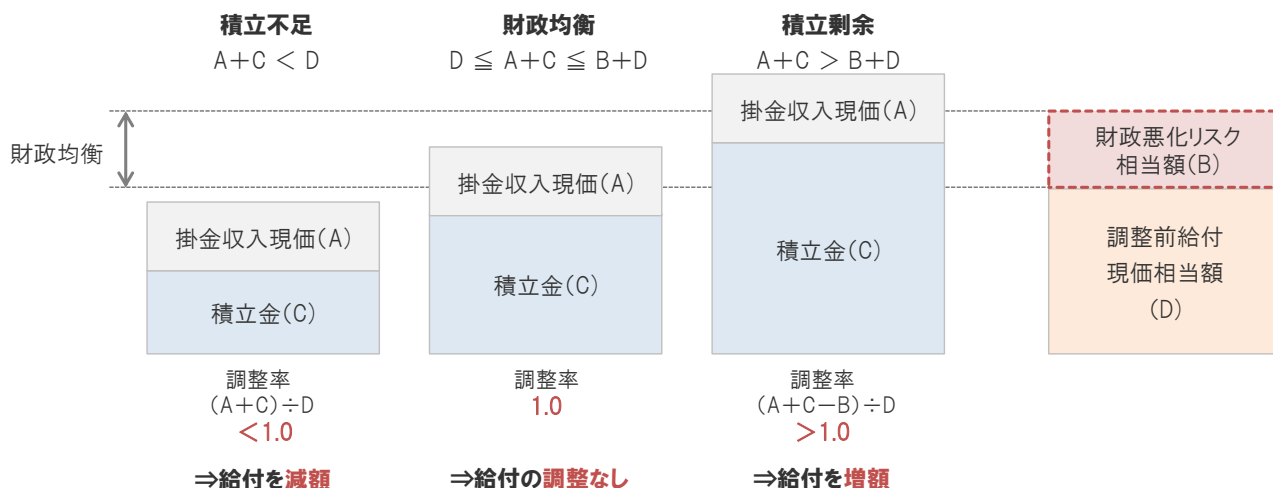
- 発出日 : 2021年7月(予定)
- 適用日 : 2021年9月1日(予定)

# 1-8. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(通知改正)に関する意見募集開始について

## ご参考① 調整率とは

- 「財政均衡」の状態では給付調整なし(あらかじめ約束した給付を支払)
- 「積立剰余」(「積立不足」)なら翌年度以降の給付を増額(減額)
- 増額(減額)は「調整率」を乗じることで行う

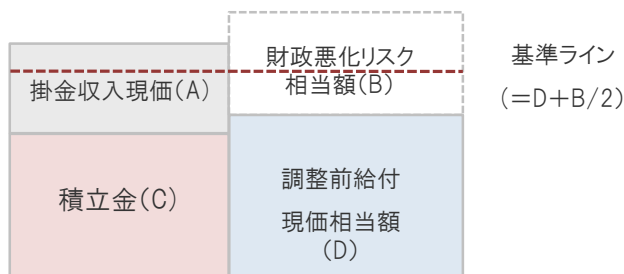
### 【毎年度の決算及び財政計算を受けた給付調整】



## ご参考② 超過比率とは

- 給付財源が基準ラインを超える額の調整前給付現価相当額に対する比率

$$= (A + C - D - B/2) / D$$



[ご参考③] 現在のリスク分担型企業年金に係る規定で課題とされていた事項(今般の通知改正関連)  
[\(第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会\(2020年12月23日\)\)](#)

- ガバナンスの確保の観点から、リスク分担型企業年金においては、超過比率を加入者の代表が参画する委員会においてモニタリングするとともに、業務概況において受給権者を含めて周知することも重要であると考えられる。

## 2. その他トピックス

---

## 2-1. 国家公務員等の定年延長法が国会で可決・成立

- 6月4日、「国家公務員法等の一部を改正する法律」および「地方公務員法の一部を改正する法律」が国会で可決・成立
- 定年延齢を段階的に65歳まで引き上げるとともに、役職定年制を導入する等の内容

～以下、メールマガジン「国家公務員等の定年延長法が国会で可決・成立(6/7)」転載～

6月4日、「国家公務員法等の一部を改正する法律」が、参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。これは、2020年3月に国会に提出されたものですが、検察幹部の定年延長を定めた特例規程に対して批判が集まり廃案となったため、同規程を削除したうえ、施行日を1年延長して、2023年度～2031年度にかけて段階的に公務員の定年を65歳に引上げる等の改正法案が2021年4月13日に再提出されたものです。

また、これに合わせて同日「地方公務員法の一部を改正する法律」についても、全会一致で可決・成立しました。

### 【国家公務員法等の一部を改正する法律】(※1)

\* 前回提出法案の施行日と定年引上げ時期が1年延期、その他は変更なし

#### (1) 定年年齢の段階的引上げ

- ・ 現行60歳の定年を「2023年度～2031年度」にかけて段階的に引き上げ65歳とする  
【2023～2024年度】61歳、【2025～2026年度】62歳、【2027～2028年度】63歳  
【2029～2030年度】64歳、【2031年度以降】65歳
- ・ 現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止(段階的引上げ期間中は経過措置として存置)

#### (2) 役職定年制の導入

- ・ 管理監督職(指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の官職に異動させる
- ・ 公務運営に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける

#### (3) 60歳に達した職員の給与

- ・ 役職定年により異動した職員の俸給月額とは異動前の「7割水準」とする
- ・ 評語の区分など人事評価について、施行日までに所要の措置を講じる
- ・ 60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、昇任・昇格・昇給の基準等について2031年3月31日までに所要の措置を順次講じる

#### (4) 高齢期における多様な職業生活設計の支援

- ・ 60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入(任期は65歳まで)
- ・ 当分の間、60歳以後の定年前退職者は定年を理由とする退職と同様の退職手当を算定

#### (5) 施行日

- ・ 2023年4月1日



## 2-1. 国家公務員等の定年延長法が国会で可決・成立

【地方公務員法の一部を改正する法律】(※2)

\* 前回提出法案から変更なし

(1) 役職定年制の導入

- ・ 役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員とのバランスを考慮して条例で定める  
(役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とする)

(2) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入  
(任期は65歳まで)

(注) 地方公務員法で「定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と規定、また、給与及び退職手当についても均衡の原則に基づき条例で定めると規定されていることから、これらは今後、条例において所要の改正が行われる見込みです

<所見>

国家・地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることとなり、今年4月に施行された「70歳までの就業機会確保」の努力義務化と相まって、今後、民間企業における高齢者雇用の在り方の検討が進むのではないかと考えます。

<ご参考資料>

○ 内閣府「国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要」

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/210413/siryou1.pdf>

○ 厚生労働省「70歳までの就業機会確保(改正高年齢者雇用安定法)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000626609.pdf>

※1「国家公務員法等の一部を改正する法律案」

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409063.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409063.htm)

※2「地方公務員法の一部を改正する法律案」

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20109053.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20109053.htm)

## 2-2. 健康保険法等の一部を改正する法律が国会で可決・成立

- 6月4日、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、国会で可決・成立
- 一定の所得以上の後期高齢者医療における窓口負担割合2割への引き上げの他、育児休業中の保険料の免除要件を見直し

～以下、メールマガジン「健康保険法等の一部を改正する法律が国会で可決・成立(6/9)」転載～

6月4日、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(※1)が、参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。

一定の所得以上の後期高齢者医療における窓口負担割合の2割への引き上げの他、「育児休業中の保険料の免除要件の見直し」が行われました。

今回は育児休業にかかる主な変更内容とそれに伴う影響をご説明いたします。

<健康保険法等の一部を改正する法律の内容>

○育児休業中の保険料の免除要件の見直し概要

- (1)短期の育児休業の取得に対応して、月内に14日以上育児休業を取得した場合に当該月の保険料を免除するよう改正
- (2)賞与に係る保険料については、1月を超える育児休業を取得している場合に限り、保険料免除の対象とするよう改正
- (3)施行日  
・2022年10月1日

<育児休業中の保険料の免除要件の見直しによるDB制度への影響>

- (1)DBにおける育児休業の取扱いは、「労働協約等に定めがある場合など合理的な理由がある場合にあっては、加入者の対象としないことができる」(DB法令解釈通知第1-1及びDB規約承認基準別紙1の3-1)とされています
- (2)本改正に伴い労働協約の定めを変更する場合等ではDB制度の加入資格に影響が及ぶ可能性もあるため、確認が必要です

<所見>

今回の法改正は、月中の育児休業を取得する時期により保険料免除の該当有無が異なっていたため、その待遇差に公平性を期することが目的と想定されます(※2)。

以下、法改正前後の保険料免除要件を比較しましたので、上記と併せてご確認ください。

- (1)月途中で育児休業を取得し、同月末の前日までに終了する場合  
改正前: 当月の保険料免除なし  
→改正後: 月内に14日以上育児休業を取得した場合、保険料免除
- (2)月末日に育児休業を取得する場合  
改正前: 当月の標準報酬にかかる保険料免除→改正後: 変わらず保険料免除
- (3)賞与月末日に育児休業を取得する場合  
改正前: 当月の標準賞与にかかる保険料免除  
→改正後: 1月を超える育児休業を取得している場合に限り、保険料免除

## 2-2. 健康保険法等の一部を改正する法律が国会で可決・成立

<ご参考資料>

- 厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000733601.pdf>

- 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の法律案要綱」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000733602.pdf>

※1 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409021.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409021.htm)

※2 厚生労働省「社会保障審議会医療保険部会 議論の整理」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000710756.pdf>

## 2-3. 政府「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画」を閣議決定

- 6月18日、政府は経済・財政政策の柱となる「骨太の方針」および具体的な計画を定義した「成長戦略実行計画」を閣議決定
- テレワークを強く推進し、企業にはその実施状況の開示を求める内容

～以下、メールマガジン「政府「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画」を閣議決定(6/21)」転載～

6月18日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」(以下「骨太の方針」)(※1)および「成長戦略実行計画」(※2)を閣議決定しました。

その中でも特に、社会保障・雇用に関連する主な内容についてご案内します。  
なお、6月3日、10日に当メールマガジンで配信しました、それぞれの原案の内容から大きな変更はありません。

<「骨太の方針」より社会保障関連を中心に抜粋>

- 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革
  - ・骨太方針2020等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す
  - ・2022年度から団塊の世代が75歳以上に入り始めることを見据え、全世代が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けた取り組みについて、その実施状況の検証、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げ能力に応じた負担の在り方等も含め、引き続き、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進め、速やかに着手する

<「骨太の方針」「成長戦略実行計画・フォローアップ」より雇用関連を中心に抜粋>

- 賃上げを通じた経済の底上げ
  - ・早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の最低賃金引き上げに取り組む
- 非正規雇用労働者・フリーランス・就職氷河期世代への対応
  - ・「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善推進、正規化を支援する
  - ・非正規雇用労働者に、正規雇用職・時間的制約の少ない職への労働移動の選択肢を提供する
  - ・経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい非正規雇用労働者やフリーランス等のセーフティネットの在り方について検討する
  - ・フリーランスについて、ガイドラインを踏まえ、関係法令の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化等を検討する等、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する
  - ・3年間で就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすとの目標実現を目指し、就労や社会参加を強力に支援する
- 女性活躍等
  - ・非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を図る
  - ・出産後に女性の正規雇用比率が低下するL字カーブ解消に向け、女性の正規化へ重点的な支援、男性の育児休業取得促進を図る
  - ・日本企業に多様性を包摂する組織への変革を促す  
(女性・外国人・中途採用者・留学経験者・国際機関勤務経験者など)

## 2-3. 政府「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画」を閣議決定

### ○若者の活躍

- ・若者のキャリア形成を支えるため、ジョブ型雇用の推進等により多様な働き方の実現を図る
- ・デジタル化等の産業構造の変革に対応できる人材、その変革をリードできる人材を育成するため、公的職業訓練・リカレント教育を強化する
- ・企業の人事評価制度の見直し等を通じて、若い世代の雇用環境の安定化を図る

### ○70歳までの就業機会確保等

- ・改正高年齢者雇用安定法による70歳までの就業機会確保の努力義務化の内容を事業主・労働者に広く周知する
- ・年金制度改正法に基づき短時間労働者への被用者保険の適用拡大、年金受給開始時期の上限75歳への引上げ、DC年金の加入可能年齢の引上げ等、円滑に施行する

### ○多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実

- ・テレワークについて、各事業者の実施状況の公表促進、見える化を進行させる
- ・テレワークについて、企業における導入支援、ガイドラインの普及に取り組む
- ・働き方改革フェーズⅠ（労働時間削減等）に続き、メンバーシップ型からジョブ型への雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めることを目指すフェーズⅡの働き方を推進する
- ・ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化・支援に取り組む
- ・裁量労働制について、実態調査をしたうえで、制度の在り方について検討を実施する
- ・兼業・副業の普及・促進のため、ガイドラインの周知、取組事例の横展開等に取り組む
- ・選択的週休3日制度の好事例収集・提供等により企業における導入・普及を促進する
- ・働きながら学べる仕組みを抜本的に見直すとともに、周知を徹底することで、活用を図る

### ○コーポレートガバナンス改革

- ・上場会社は、女性・外国人・中途採用者への管理職登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方・自主的かつ測定可能な目標を示し、状況を開示する

### <所見>

今回、骨太の方針では「テレワークの実施状況の公表・周知による見える化の推進」といった内容の文言が加わっています。このことから政府がテレワークを強く推進し、企業にもその状況を明らかにするよう求めていることがわかります。

経産省では5月から各企業にテレワーク等の実施状況の登録を求める活動を始めました(※3)。

6/15時点の登録企業は919社です。

骨太の方針に記載されたこともあり、今後はよりテレワークの公表・見える化が加速することが予想されます。

### <ご参考資料>

※1 経済財政運営と改革の基本方針2021

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/decision0618.html>

※2 成長戦略実行計画

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/index.html>

※3 経済産業省「事業者におけるテレワーク等の実施状況を取りまとめました」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210519002/20210519002.html>

### **3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2021年4月～6月)**

---

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2021年4月～6月)

	タイトル	公的 年金 企業 年金	その他
2021年 3月(*)	2021年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	(○)	
2021年 4月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	○	
	国家公務員等の定年延長法案が国会に再提出		(○)
2021年 5月	リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(省令改正)に関する意見募集開始について	○	
	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について	○	
	確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する政令案の意見募集開始について	○	
2021年 6月	2021年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	○	
	政府「成長戦略実行計画案」を公表		(○)
	確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について	○	
	国家公務員等の定年延長法が国会で可決・成立		○
	健康保険法等の一部を改正する法律が国会で可決・成立		○
	政府「骨太の方針(2021)」の原案を公表		(○)
	非継続基準抵触に係る特例掛金拠出の終了時期について	○	
	リスク分担型企業年金に係る規定の整備等(通知改正)に関する意見募集開始について	○	
	政府「骨太の方針2021」と「成長戦略実行計画」を閣議決定		○

\*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2021.1～2021.3)発行後に発行された情報です。

※ ( )は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6747-0414

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))